

第6回 介護保険の利用者負担について

○介護保険の利用者負担割合

要支援・要介護認定を受けている人が介護サービスを利用する場合、サービス利用額のうち一部を自己負担していただく必要があります。自己負担額の割合は、所得などに応じて1割、2割、3割のいずれかになり、「介護保険負担割合証」でご確認いただけます。

この負担割合証は、新規で介護認定を受けたときに認定結果と一緒に送付します。すでに介護認定をお持ちの人には、毎年7月下旬に負担割合証を送付します。適用期間は8月1日～翌年7月31日の1年間です。

介護サービスを利用するときはサービス事業所に「介護保険負担割合証」と「介護保険被保険者証」を併せて提示してください。

なお、世帯構成員や収入等に変動が生じた場合には、適用期間であっても負担割合が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

○高額介護サービス費

高額介護サービス費とは、1ヶ月に利用した介護サービス費の利用者負担額の合計額が、上限額を超えたとき、超えた分が後から給付されます。利用者負担額の上限額は前年の所得などに応じて決まります。

このサービス費の給付対象の人には、市から申請書を送付しますので、介護保険課まで提出してください。

なお、利用者負担額の合計額には、利用者が負担する居住費、食費、日常生活費等は含みません。また、福祉用具購入費・住宅改修費の利用者負担や支給限度額を超えたサービス費用も対象外です。

	利用者負担段階区分	世帯の負担上限額	個人の負担上限額
第4段階	第1段階から第3段階に該当しない方	44,400円	44,400円
第3段階	世帯全員が非課税で第2段階に該当しない方	24,600円	24,600円
第2段階	世帯全員が非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
第1段階	世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	15,000円	
	生活保護の受給者の方等		

《問い合わせ先》

介護保険課（ひまわり館1階）

TEL 33-3511 FAX 31-2037